

児童手当の申請を受け付けています

4月から乳幼児加算が創設

市では、小学6年生までの児童を養育している人を対象に、児童手当を支給しています(所得制限あり。限度額は下表参照)。

4月に乳幼児加算が創設され、6月支給分から3歳未満の第1子と第2子の児童手当の額が倍増しました(詳しい内容は、「広報やまと」4月15日号をご覧ください)。これにより支給月額額は、出生順位にかかわらず3歳未満が一律1万円、3歳以上は第1子と第2子が5千円、第3子以降が1万円となりました。

支給できるにもかかわらず未申請の人と、前年度は所得制限を超過して支給できなかった人は、保健福祉センター児童育成課で認定請求の手続きが必要です。

現在支給している人は、6月上旬に児童手当現況届を郵送しますので、6月末までに同課へ提出してください。ただし、公務員のかたは勤務先での申請となります。

6月から支給を受けるためには、5月中旬の申請が必要です。早めに手続きをしてください。

児童手当の支給資格

- ・小学6年生までの児童を養育している人
- ・平成18年分の所得額(給以外に所得がない人は、平成18年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額)から8万円を引いた額が下表の金額未満の人

申請時に必要なもの

申請者名義の金融機関(郵便局を除く)の口座番号(児童の口座は不可)、印鑑、平成19年1月1日現在、他市町村に住んでいた人は、1月1日現在の住所地の役所で発行した平成19年度所得証明書1通、厚生年金等加入者は、健康保険証の「勤務先の記載がない場合は、後日年金加入証明書の提出をお願いする場合があります)は、申請後の提出も可。

扶養人数別の所得制限限度額

扶養人数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

4人以上の場合は一人増すごとに38万円を加算。平成19年度(平成18年中)の所得額から8万円を引いた額が表中の金額未満の場合に支給されます。ただし、4月・5月分については、平成18年度(平成17年中)の所得額で判定します。扶養人数は、平成18年中(4月・5月分は平成17年中)の扶養者の合計です。各種控除(医療費、寡婦(夫)障害者など)を受けた人は、所得からこれらの控除相当額を差し引くことができます。

住宅防音工事に関するお知らせ

国は、厚木飛行場を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するため、住宅防音工事の助成をしています。その対象となる区域(第一種区域)を、昨年1月に見直ししました。この見直しにより、「工法(工事の内容)が変更(第一工法から第二工法)となる区域」や「外郭防音工事対象範囲が変更となる区域」の対象住宅にお住まいで、住宅防音工事を希望するかたは、平成19年7月31日(当日消印有効)までに「希望届」を国に提出しないと、従来の工事(防音工事・機能復旧工事(エアコン等取り替え))が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、この従来の工事(防音工事)は、昭

和61年9月10日までに建設された住宅が対象です。また、従来の工事(機能復旧工事)は、平成9年7月31日までに完了した防音工事で設置したエアコン等が上記期限までに故障したものが対象です。

詳しい内容は横浜防衛施設局のホームページ(http://www.mod.go.jp/dtab/yokohama/yutakubouon/00_minaos.htm)にも掲載しています。

問い合わせは、横浜防衛施設局施設対策第三課、防音工事は☎045(211)7397、機能復旧工事は☎045(211)7139へ。

市立病院からのお知らせ

産婦人科の分べん制限をします

市立病院では、産婦人科医師の欠員により、7月から分べん予約を制限します。同病院で分べんを希望するかたが予約できない場合、担当医が他院を紹介させていただきます。市は今後、産婦人科医師の確保に全力を尽くしていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

入院診療費と人間ドックの支払いでクレジットカードが利用できます

市立病院では、利用者の利便性の向上を図るため、5月1日から入院診療費と人間ドックの支払いについて、クレジットカードの利用ができるようになりました。詳しい内容は、会計窓口にお問い合わせください。利用できるクレジットカードはVISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS(順不同)

問い合わせは、保健福祉センター児童育成課児童福祉担当☎(260)5608、☒ikusaiへ。

問い合わせは、市立病院医事課☎(260)0111、☒jikaへ。

問い合わせは、市立病院総務課☎(260)0111、☒b-soumuへ。